

平成 25 年 11 月 6 日

## 中小企業・小規模事業者支援事業におけるつなぎ融資の円滑化について

金融機関による中小企業・小規模事業者や創業予定者（以下「中小企業・小規模事業者等」という。）向け金融の円滑化への取組みは着実に進められてきているところではありますが、今般、中小企業庁長官から、中小企業・小規模事業者支援事業におけるつなぎ融資の円滑化について、要請があったところです。

については、下記の点について貴協会傘下金融機関に対し、当該要請の周知徹底方よろしくお願いいたします。

### 記

- (1) パンフレットを店頭置く、顧客にパンフレットを交付する等により、中小企業・小規模事業者支援事業への申請を予定している中小企業・小規模事業者等からのつなぎ融資に関する相談に対して適切に対応する旨の周知に努めること
- (2) 中小企業・小規模事業者等からのつなぎ融資に関する相談には適切に応じるよう努めること